

ご存知ですか？ 職場等の健康保険に加入後は、国民健康保険被保険者証は使用できません

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

就職や扶養認定などで職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険被保険者証を使用して医療機関などを受診できません。(職場の健康保険証がまだ手元に届いていない場合でも使用できません)
速やかに市役所各庁舎・各出張所の国民健康保険担当窓口で、国民健康保険を脱退する手続きを行ってください。

医療機関などを受診する際は、必

ず「職場の健康保険に加入する手続きを行っている」旨を伝え、新しい健康保険証の交付を受けたら、速やかに受診した医療機関・調剤薬局へ連絡または持参してください。
職場の健康保険に加入後も国民健康保険被保険者証を使用して医療機関などを受診している場合は、かかった医療費(仙北市が負担した分)を返納していただくこととなります。

国民健康保険加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

国民健康保険被保険者証は住所がある市町村で発行するため、仙北市から転出の手続きをするとき仙北市国民健康保険を脱退することとなります。
ただし、仙北市国民健康保険に加入している方が進学や進級の機会に転出される場合は、世帯主(保護者)の申請で仙北市の保険証を発行できます。お近くの市役所各庁舎・各出張所の国民健康保険担当窓口で手続きをお願いします。

非該当の手続きをしていただくようお願いいたします。



また、前年も同様の手続きをしていただいた方には、関係書類を世帯主あてに送付していますので、更新または

- 手続きに必要なもの
▼ 学生本人の国民健康保険被保険者証
- ▼ 在学証明書または学生証の写し(進学のの方は、4月以降に提出願います)
- ▼ 世帯主の認印

神代診療所の診療日程が変わります

【問合せ】神代診療所
(田沢湖神代) ☎(44)2118

4月1日から神代診療所の診療日程が下記のとおり変わります。
嘉陽先生の診察が、毎月第1金曜日午後の1回となります(休日の場合、第3金曜日)。

●4月1日からの診療日程

受付時間	9:00 ~ 11:30	13:30 ~ 16:30
月曜日	秋田大学附属病院	秋田大学附属病院
火曜日	秋田大学附属病院	秋田大学附属病院 午後受付 15:00 ~ 18:00
水曜日	秋田大学附属病院	秋田大学附属病院
木曜日	秋田大学附属病院	秋田大学附属病院
金曜日	秋田大学附属病院	休診 ただし、毎月第1金曜日 嘉陽毅医師 午後受付 14:00 ~ 17:00

夜間納税窓口を開設します

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口もあわせて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時/3月28日(木) 17時15分~19時
月末ではないので、「注意書き」

【問合せ】収納推進課 収納推進係
(田沢湖庁舎) ☎(43)1123

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所/収納推進課、税務課、角館・西木地域センター(正面玄関からお入りください)

※納税には口座振替が便利です。各金融機関または、市役所税務課、各地域センターにご相談ください。

福祉医療からのお知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係
(角館庁舎) ☎(43)3316

4月に高校などへ入学する、またはひとり親家庭で3月に高校などを卒業する方へ

現在、有効期限が3月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの方も、新たに別の区分に該当する場合があります。

仙北市に住所があり、身体障害者手帳1~3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、ひとり親家庭の15歳以上(高校生以上)18歳まで(高校等卒業まで)の方については、ひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送します。

通知が届いた方は、お近くの市役所各庁舎・各出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の初めから新たな区分で福祉医療に該当することとなります。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、右記障がい者の区分またはひとり親家庭の区分に該当すると思われる方(ひとり親家庭

の区分は所得制限があります)や、その他不明な点がある方は、市民生活課国保年金係までお問い合わせください。

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

福祉医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する場合は届出が必要です。

- 届出が必要な場合
- ▼ 加入している健康保険証が変わったとき
- ▼ 住所や氏名が変わったとき
- ▼ ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
- ▼ 転出、死亡したとき
- ▼ 身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▼ 受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▼ 受給者証の有効期限が切れたとき
- ※健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所へ届出してください。

田沢診療所の診療時間が変わります

【問合せ】神代診療所
(田沢湖神代) ☎(44)2118

4月から診療時間が第1・第3火曜日の午前中のみになります。お

間違えのないようよろしくお願い致します。

4月から廃棄物処理の広域化が始まります

【問合せ】環境保全センター(角館町園田) ☎(54)3305

仙北市、大仙市、美郷町の3市町は、施設の老朽化や技術系職員の減少および人口減少に伴う処理効率の低下など、共通する多くの課題を抱えています。



仙北市環境保全センター

こうした課題を解決し、3市町にとって最適で広域的な管理運営を行うため、廃棄物処理施設(ごみ・し尿処理施設など)の管理運営を4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合が行うことになりました。

なお、施設のご利用に関し、当分の間は搬入場所および使用料はこれまでと変わりありません。

●4月以降の問合せ先

- ▶ 仙北市:市民生活課環境保全係 ☎(43)3308
- ▶ 大仙市:環境交通安全課 ☎0187(63)1111
- 《内線218》
- ▶ 美郷町:住民生活課 ☎0187(84)4903
- ▶ 大曲仙北広域市町村圏組合:環境事業課 ☎0187(62)1749

●各施設の名称

新名称	旧名称
大曲仙北広域中央ごみ処理センター	大仙美郷クリーンセンター ごみ処理場
大曲仙北広域北部ごみ処理センター	仙北市環境保全センター
大曲仙北広域南外一般廃棄物最終処分場	大仙美郷環境事業組合一般廃棄物最終処分場
大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場	仙北市角館一般廃棄物最終処分場
大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場	仙北市西木一般廃棄物最終処分場
大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場
大曲仙北広域中央し尿処理センター	大仙美郷クリーンセンター し尿処理場
大曲仙北広域北部し尿処理センター	仙北市汚泥再生処理センター



市営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係
(西木庁舎) ☎(43)2295

●募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅2-17 (築41年)	角館町菅沢46-2	3DK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅2-24 (築41年)	角館町菅沢46-2	2LK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅3-35 (築40年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅4-51 (築40年)	角館町菅沢42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅5-66 (築39年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅6-77 (築39年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
公園南団地1-4 (築34年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 1階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地3-2 (築34年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地3-4 (築34年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
さくらぎの里D-4-1 (築22年)	角館町雲然荒屋敷409	3LDK	2階建	22,000円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)
松葉住宅 東201 (築15年)	西木町松木内字松葉278-2	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)
ニュータウン塚野腰13-西 (築19年)	西木町小淵野字中関1-1	3LDK	2階建	19,500円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。

※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F式等)または電気ストーブを使用。 ※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間
3月18日(月)～29日(金)
- 入居資格/次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
 - ①現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
 - ②入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
 - ③現に住宅に困窮していることが明らかでない。
 - ④市税を滞納していない。
 - ⑤暴力団員でないこと。
- 単身入居の場合には条件があります(お問い合わせください)(昭和33年4月1日以前に生まれた方は申込可能など)。
- 市外在住の方でも入居可能です。
- 松葉住宅の月額家賃については定額となります。
- 申込方法/申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先・申込書設置場所
建設課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター

- 添付書類
 - ①入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各一通(学生は除く)
 - ②入居希望者全員の平成30年度市県民税課税証明書各一通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
 - ③入居希望者の世帯の住民票謄本一通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各一通)
 - ④生活保護受給者は、生活保護受給証明書一通
 - ⑤単身入居者は、戸籍謄本一通(単身であることが確認できるもの)
 - ⑥その他特別な事由の書類
- いずれも市役所窓口で発行されます(手数料がかかります)。
- 選考方法/応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込によるくじ引き)を行います。
- 抽選日時/4月12日(金)14時
- 抽選場所/西木総合開発センター2階 農林研修室(西木庁舎)
- 入居時期/4月22日(月)～

環境保全センターから お知らせ

【問合せ】3月31日まで 環境保全センター(角館町藪田) ☎(54)3305
4月1日から 市民生活課環境保全係(角館庁舎) ☎(43)3308

「家庭ごみ収集カレンダー」「ごみの出し方便利帳」の配布について

平成31年度の「家庭ごみ収集カレンダー」「ごみの出し方便利帳」を今号と同時に配布しています。

「家庭ごみ収集カレンダー」

収集する曜日については、今年度と大きな違いはありませんが、年末年始・祝日の関係でいつもと収集する日が違う月もありますので、カレンダーをご確認のうえ、ごみ集積所へ出してください。

●古紙類の出し方が変わります。

「新聞」・「本類」・「ダンボール」に分けて回収していましたが、平成31年度からの回収方法は、「新聞」は新聞紙と広告のみ、「本類」は本・雑誌類、「ダンボール」はダンボールのみと変更します。



●本・雑誌類とは？

本・雑誌・週刊誌・カタログ類・包装紙・容器類の紙箱・封筒・はがき・コピー用紙など

※細かい物は、本や雑誌の間に挟んで出しても構いません。

※カタログなどを入れたビニール袋や、ティッシュの箱の取り出し口についているビニールなど、ビニールがついた部分は必ず取り除いてください。

●回収しない雑紙類、(燃やせるごみへ)

- ▶ビニールコーティングされた紙… 圧着はがき・写真など
 - ▶アルミ加工された紙… 酒パックなど
 - ▶防水加工された紙… 紙コップ・紙皿など
 - ▶その他… 感熱紙・カーボン紙・シール紙など
- ※牛乳やジュースの紙パック類は、スーパーなどの店頭回収をご利用ください。



角館地域 平成31年度版「家庭ごみ収集カレンダー」確認のお願い

燃やせるごみを出す曜日が、平成30年度のカレンダーと違うもの(違うグループ)が届いていましたら、お取り替えしますので環境保全センター(4月1日以降は市民生活課環境保全係)へご連絡をお願いします。

「ごみの出し方便利帳」

平成26年度に「ごみの出し方便利帳」を全戸配布しましたが、その後、廃棄物を取り巻く状況は日々変化していることから、内容を見直し新たに配布することとしました。

処理できなくなった物や、出し方が変わった物などがありますので、ごみの出し方に迷った際には、新しい「ごみの出し方便利帳」をご確認ください。



スプレー缶・カセットボンベの処分について



昨年末、北海道札幌市でスプレー缶の処理作業に起因する爆発事故が発生しました。閉め切られた部屋の中で、大量のスプレー缶の中身を放出したことが原因でした。

市では、スプレー缶・カセットボンベの処分方法は、使い切ってから(使い切ったものに)、穴をあけて、資源ごみ(空き缶)に出すこととしています。

●スプレー缶・カセットボンベの捨て方

- ①スプレー缶を振って中身が残っていないか確認する。
- ②中身が残っていたらすべてを出し切る。
- ③穴をあける
- ④資源ごみとして空き缶の収集日に空き缶と一緒に出す。

《穴をあける際の注意点》

- ▶必ず、屋外などの風通しのよい火の気のないところで行う。
- ▶マスクやゴム手袋を使用し、ガスにふれないよう注意する。
- ▶穴あけ専用の器具などを使い安全に作業を行う。
- ▶ガスが、完全に抜けたことを確認する。(シューという音がしなくなる)

皆さんの安全のため、正しい作業をお願いします。

